

建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

制定 平成 28 年野々市市告示第 130 号
(平成 28 年 9 月 30 日)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設工事の請負契約者（以下「請負者」という。）が、野々市市と請負契約を締結したことによって生じた権利のうち、野々市市財務規則（昭和 59 年野々市町規則第 1 号）第 137 条ただし書及び野々市市建設工事標準請負契約約款（平成 9 年野々市町告示第 15 号。以下「契約約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に定める工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 当該建設工事の出来形が原則として 40%以上であること。ただし、契約約款第 34 条第 3 項の規定に基づく中間前払金の支払いを受けた工事の出来形は 60%以上であること。
- (2) 債権取立について、国、地方公共団体その他の者から差押え等の通告がなく、かつ、今後そのおそれがないこと。

(債権譲渡の範囲)

第 3 条 債権譲渡の額は、当該請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負工事契約により発生する野々市市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、契約約款に定められた検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の野々市市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 3 債権譲渡の承諾は、1 請負契約について 1 回とする。

(債権譲渡先)

第 4 条 債権譲渡先は、石川県総合建設業協同組合及び株式会社建設経営サービスとする。

(債権譲渡承諾願)

第 5 条 請負者が譲受人に債権譲渡しようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾願（別記様式第 1 号） 3 通
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各 1 通
- (3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1 通

- 2 市長は、前項の債権譲渡承諾願の提出があった日以降は、契約約款第 34 条第 3 項の規定に基づく中間前払金及び契約約款第 37 条の規定に基づく部分払を行わないものとする。ただし、債権譲渡を承諾しなかった場合はこの限りでない。

(債権譲渡の承諾)

第6条 市長は、前条第1項の債権譲渡承諾願の提出があったときは、実情を調査し、適当であると認めるときは、債権譲渡を承諾することができる。

2 前項において、債権譲渡を承諾した場合は、企画財政課長は、債権譲渡整理簿(別記様式第2号)に当該工事を記載しなければならない。

3 市長は、前項において記載された承諾番号及び承諾年月日(確定日付)を債権譲渡承諾書に付して債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付しなければならない。

(債権譲渡契約)

第7条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約を締結したときは、債権譲渡契約通知書(別記様式第3号)に債権譲渡契約書の写しを添えて、直ちに市長に提出しなければならない。

(債権譲渡整理簿等)

第8条 企画財政課長は、債権譲渡を承諾した請負契約の内容に変更が生じた場合は、債権譲渡整理簿に変更の内容を記載するものとする。

2 当該建設工事を主管する課長は、債務譲渡契約の通知があったときは、工事台帳にその旨を記載するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第5条に定める債権譲渡承諾願等の提出がない場合又は債権譲渡承諾願等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適當な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、市長は、債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(別記様式第4号)を交付するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成28年10月3日から施行する。

(市との契約に係る債権譲渡に関する事務取扱要領の廃止)

2 市との契約に係る債権譲渡に関する事務取扱要領(平成14年7月5日決裁)は、廃止する。

附 則 (令和2年9月17日決裁)

この要領は、令和2年9月17日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日決裁)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。